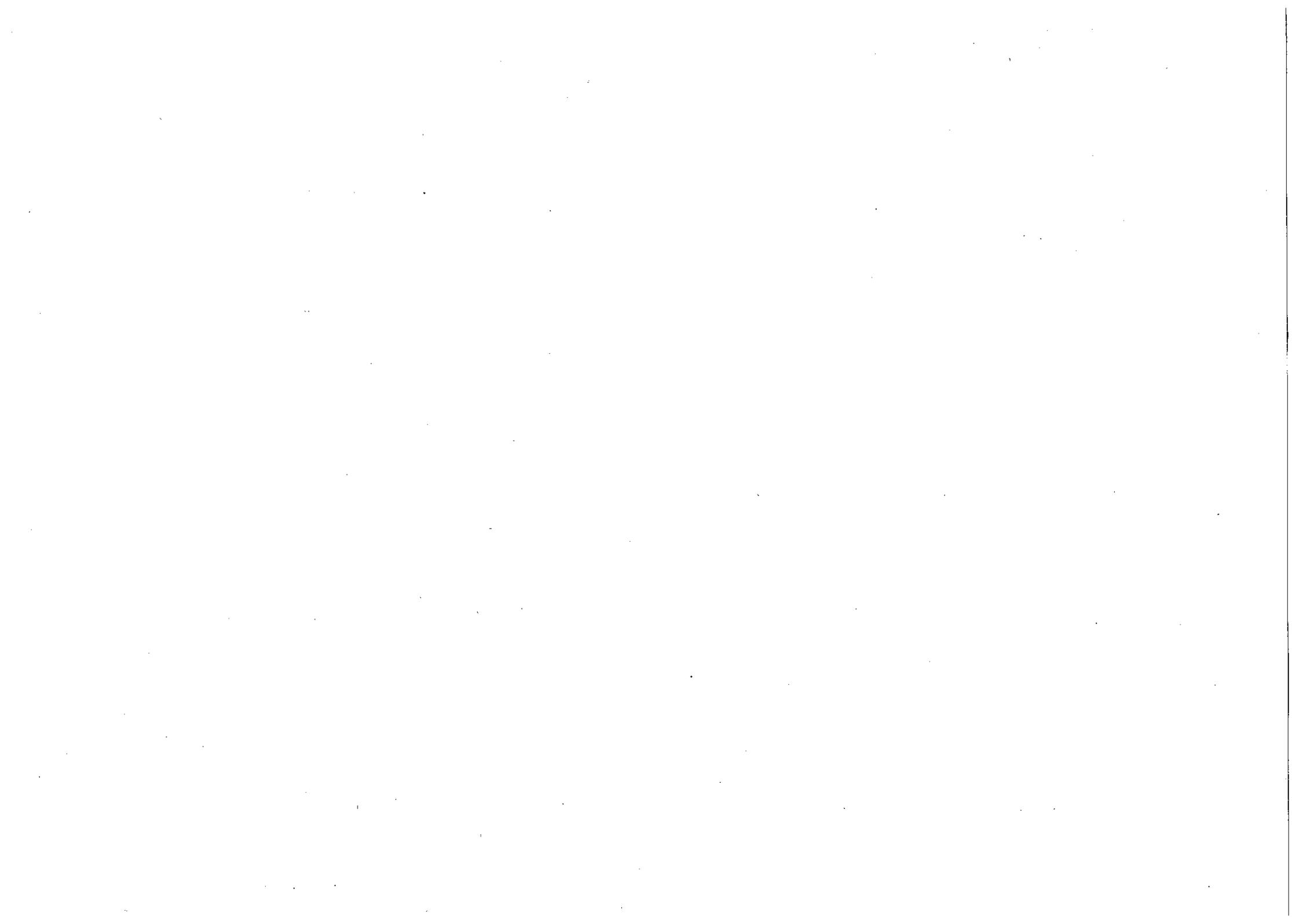


平成 22 年 11 月 11 日

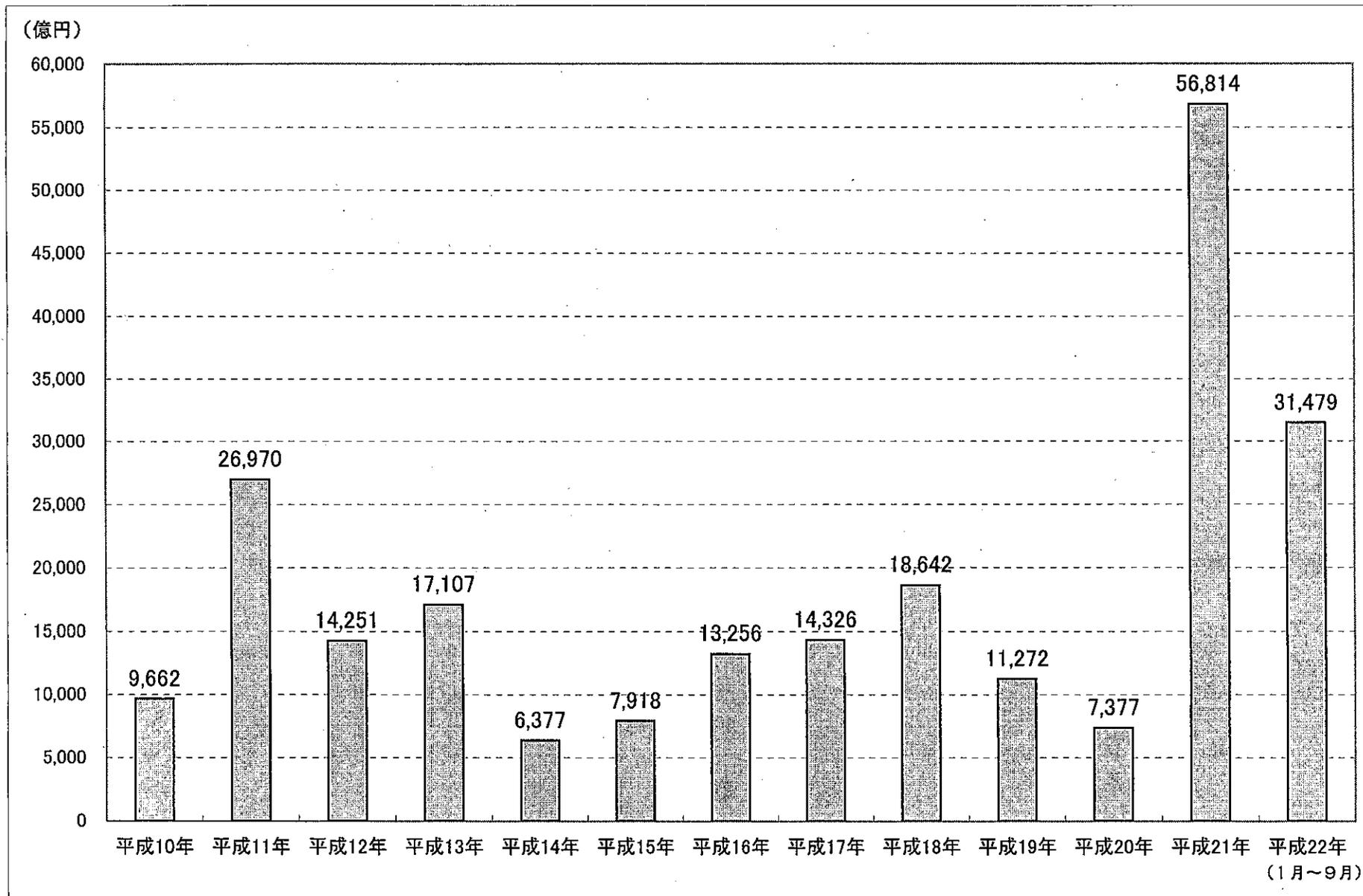
資料 1

個人所得課税（金融証券税制）

【見直しの視点等】



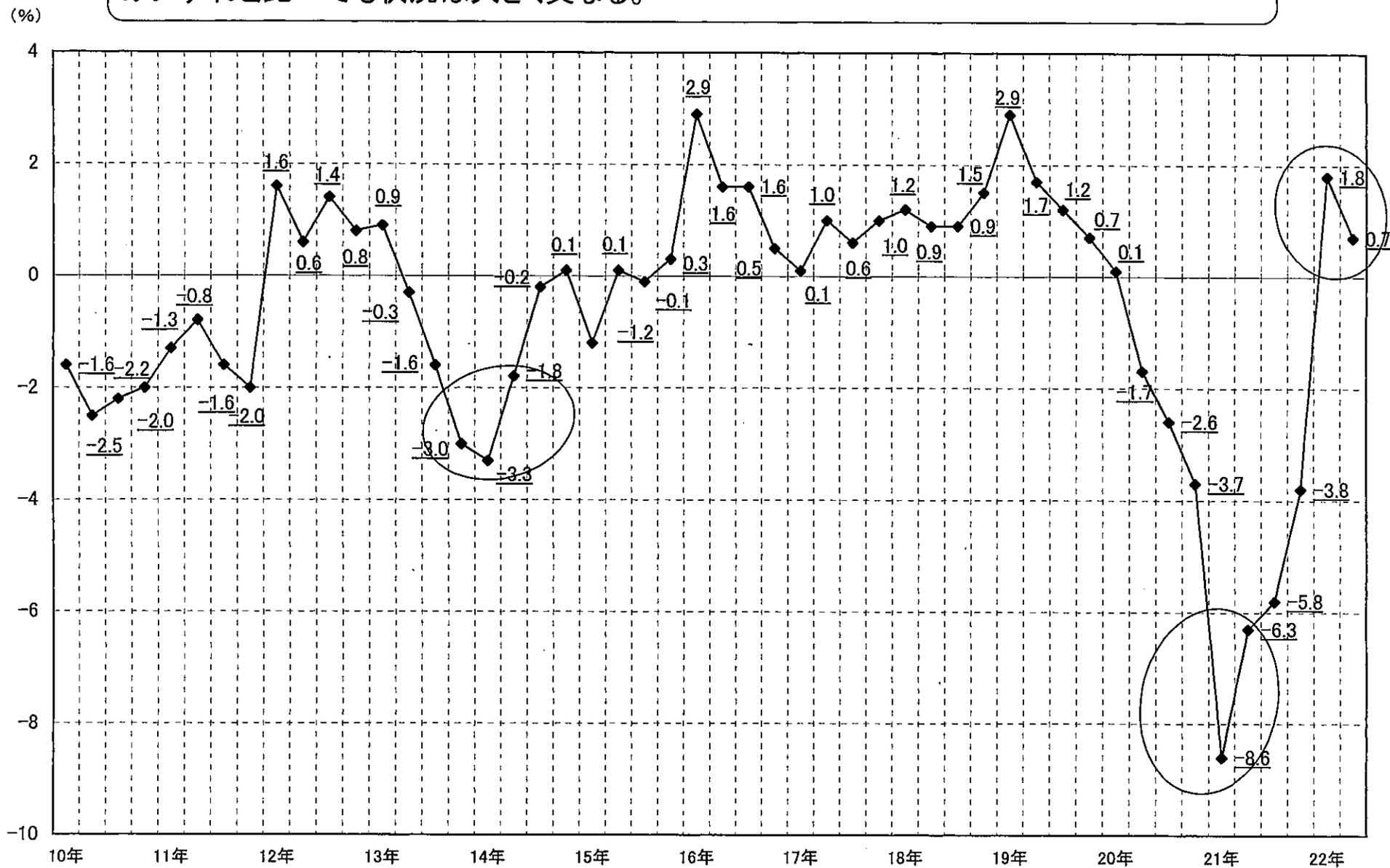
上場企業の増資の推移



(備考) 東京証券取引所「上場会社資金調達額」より作成 (株主割当、公募、第三者割当の合計)。

GDP成長率(名目)の推移(前年同期比)

上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率導入時、前回の延長時(リーマンショック直後)のいずれと比べても状況は大きく異なる。

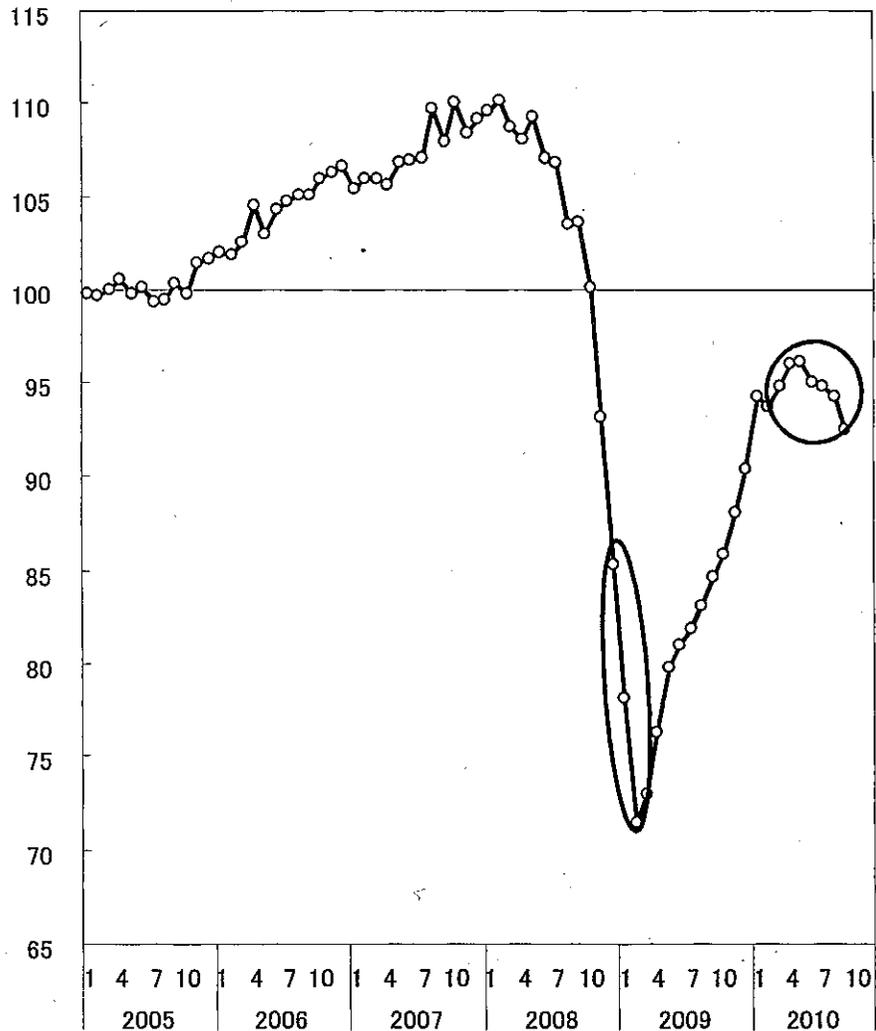


生産・企業収益の動向

生産・企業収益とも、リーマン・ショック直後に比べ改善している。

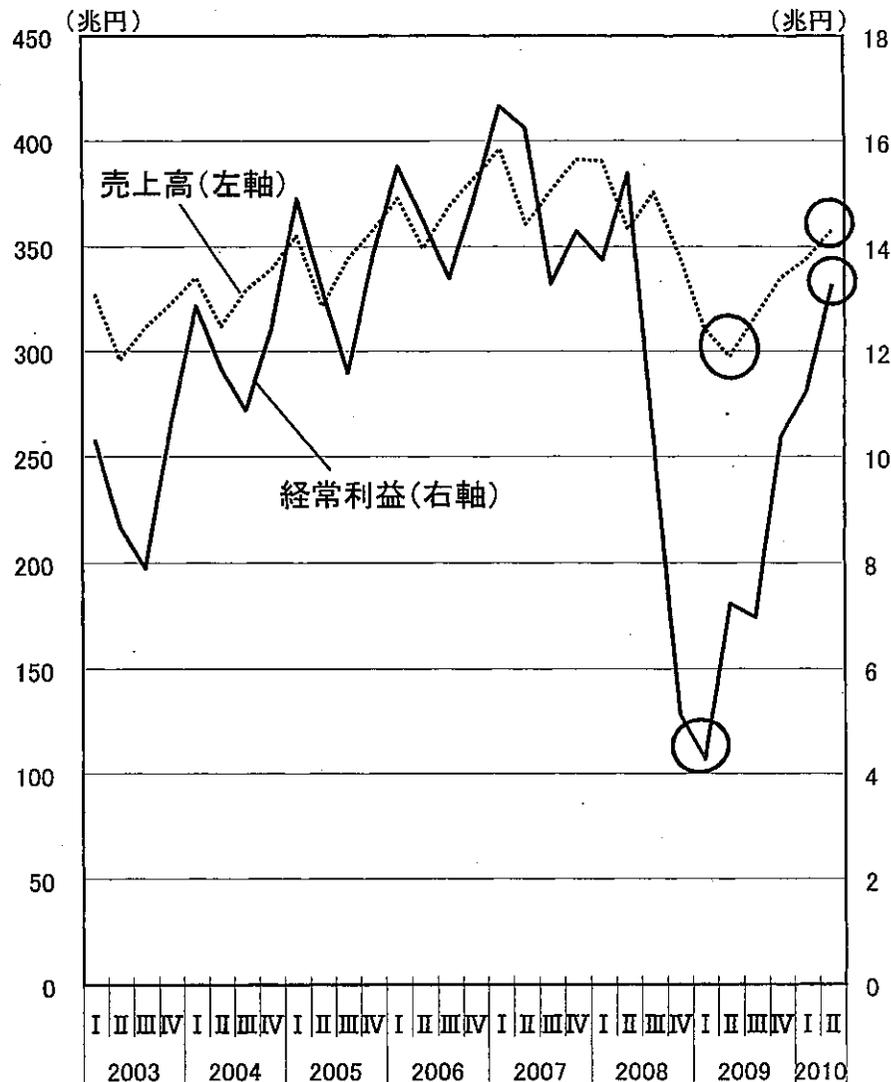
＜鉱工業生産指数の推移＞

(2005年=100)



(出所) 経済産業省「鉱工業生産指数」

＜売上高・経常利益の推移＞

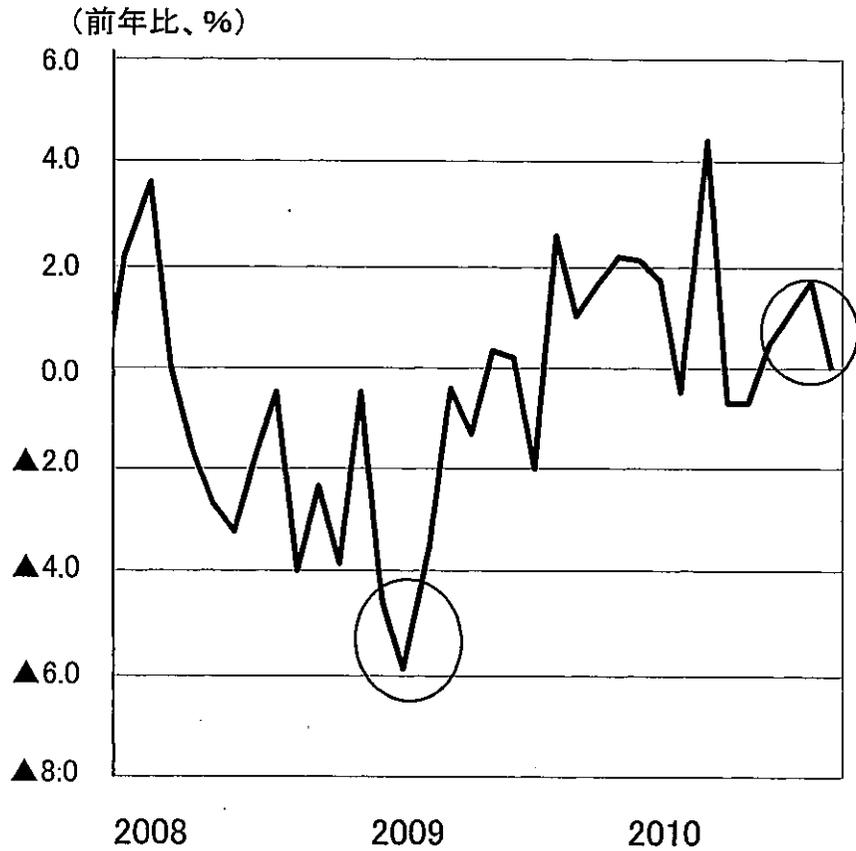


(出所) 財務省「法人企業統計」
 (注) 金融業・保険業を除く全規模・全産業の値(原数値)

消費・輸出入の動向

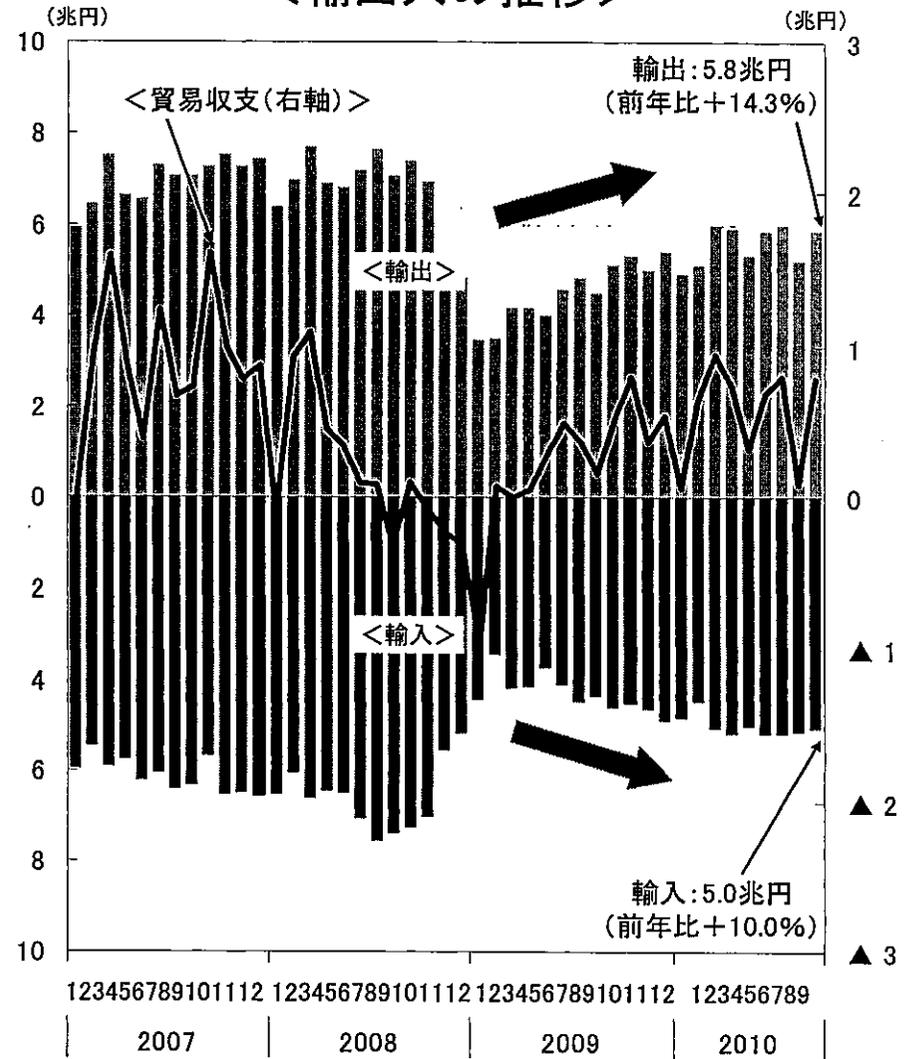
消費・輸出入とも、リーマン・ショック直後に比べ改善している。

＜実質消費支出＞



(出所)総務省「家計調査」

＜輸出入の推移＞



(出所)財務省「貿易統計」

イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の税率引上げ前後の株価及び出来高の推移

未定稿

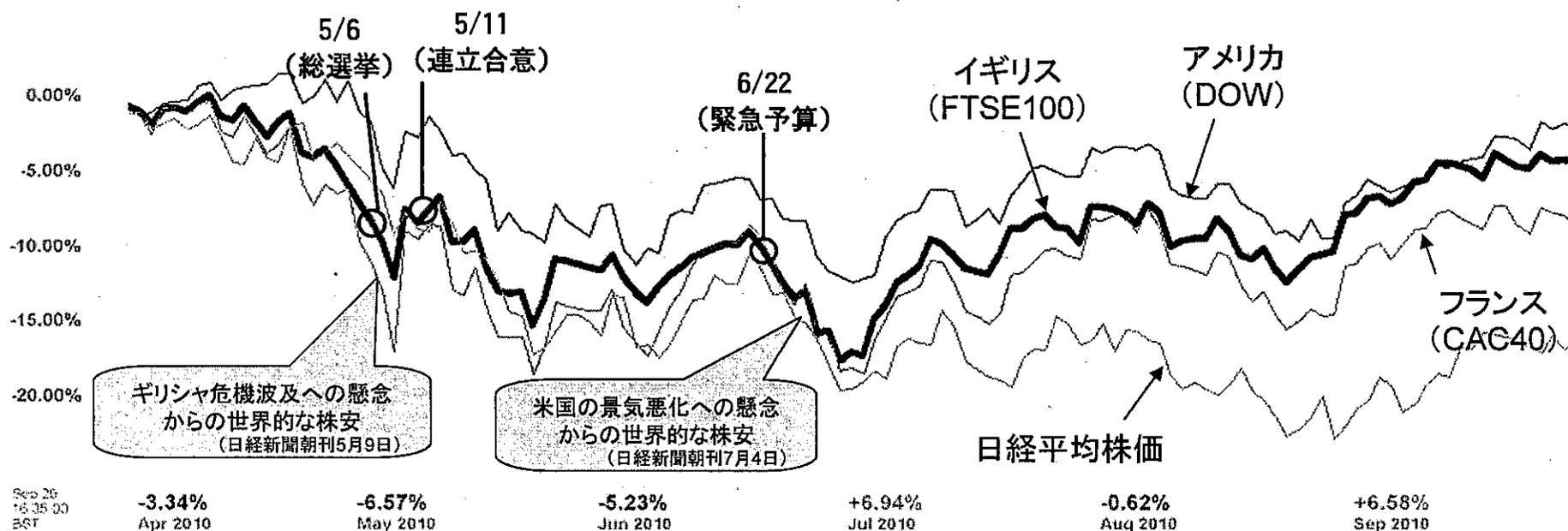
- 税率引上げの発表や実施など、いずれのタイミングにおいても、特にイギリスの株価が他国に比べて下落したという事実はない。
- 税率引上げを実施した6月下旬は、米国の景気悪化への懸念から世界的に株安が進行したが、他国と同様、1ヶ月足らずで株価水準は回復している。

○自民党マニフェストにおいて、「キャピタル・ゲイン税の税率(現行18%)を、所得税の税率(20~50%、3段階)と同程度まで引き上げる」との言及。

○5月6日、総選挙で保守党・自民党が過半数の議席を獲得。

○5月11日発表の連立合意において、「キャピタル・ゲイン税の税率を、所得税の税率と同程度まで引き上げる」旨の発表。

○6月22日発表の緊急予算において、キャピタル・ゲイン税の税率の引上げ(6月23日実施)(18%→18、28%)を発表。



(出所)フィナンシャル・タイムズ紙HPデータ

主要国における最近の金融所得に対する税率改正等について

(未定稿)

○主要国は持続的な財政運営等のため、金融所得に対する課税についても強化する傾向にある。

アメリカ

○2011年1月(予算教書で提案)(注1)

- ・配当及び長期キャピタルゲインに係る最高税率の引上げ(15%→20%)(注2)

イギリス

○2010年4月

- ・利子に係る最高税率の引上げ(40%→50%)(注3)
- ・配当に係る最高税率の引上げ(32.5%→42.5%)(注3)

○2010年6月

- ・株式譲渡益に係る最高税率の引上げ(18%→28%)(注3)

※株式譲渡益の最高税率の引上げの目的として、(垂直的)公平を確保するため、株式譲渡益に係る税率を通常の所得税率により近いものに設定することを挙げている。(2010年6月緊急予算)

フランス

○2011年1月(予算法案で提案)

- ・利子、配当、株式譲渡益等に係る税率の引上げ(30.1%→31.1%)
- ・有価証券譲渡益に係る非課税制度(年間譲渡額が25,730ユーロ(約296万円)まで)の廃止

(注1)アメリカは2010年2月に発表された予算教書における税制改正案を示しており、2011年からの制度は検討中であることに留意が必要。なお、現行の税率等は2010年までの時限措置である。

(注2)給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、25万ドル(約2,300万円)超の配当及び長期キャピタルゲインにそれぞれ20%の税率が適用される(夫婦共同申告の場合)。

(注3)給与所得等、利子所得、配当所得、株式譲渡益の順に所得を積み上げて、15万ポンド(約2,010万円)超の利子、配当にそれぞれ50%、42.5%、3.74万ポンド(501万円)超の株式譲渡益に28%の税率が適用される。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=92円、1ユーロ=115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)。

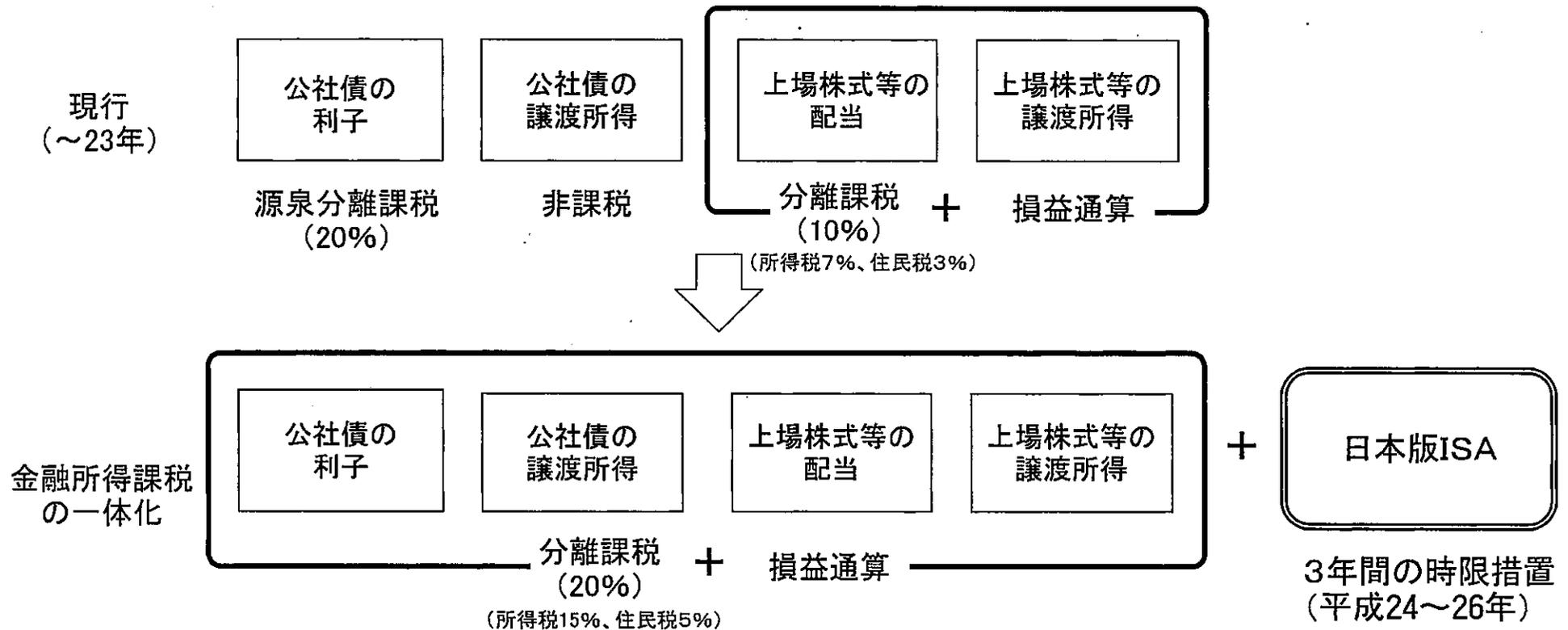
見直しの視点

- ① 金融所得課税の一体化を進め、上場株式等の配当・譲渡益に係る税率を他の金融商品と同じ20%とした上で、損益通算の範囲を拡大することとしてはどうか。
これにより、投資家のリスクを軽減し、投資環境を向上させることとしてはどうか。
- ② 勤労性所得との課税のバランス、所得再分配機能の回復の観点から、
 - ・ 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率は、現行法に規定されているとおり、24年1月に本則税率に復帰することが適当ではないか。
 - ・ 上場の発行済株式等の保有割合が5%以上の大口株主等は、事業参加性等を勘案し、総合課税（配当税額控除）の対象となっている。
5%未満であっても、一定以上の大口株主等については、事業参加性を勘案すべきこと等を踏まえ、5%基準を見直すことが適当ではないか。
- ③ リーマン・ショック等を踏まえた軽減税率延長の時点と比べ、経済状況は大きく異なっており、不安定な税制の状態を続けるよりも、金融所得課税を一体化した恒久的な税制とする方が、市場の発展には好ましいのではないか。
その際、投資家には、損益通算の範囲の拡大によるリスク軽減というプラス面、更に、特に小口の投資家には、日本版ISAによる非課税制度の導入というプラス面があること、をあわせて考えるべきではないか。

見直しのイメージ

1. 金融所得課税の一体化

- 金融所得課税の一体化を進め、上場株式等の配当・譲渡益に係る税率を他の金融商品と同じ20%とした上で損益通算の範囲を拡大
- 損益通算の対象について公社債の利子、譲渡所得へ拡大し、投資家のリスクを軽減



2. 適正化

所得再分配機能の回復の必要性が指摘されている中で、発行済株式等の保有割合が5%未満であっても、事業参加性のある大口株主等については、総合課税の対象とし、配当税額控除により法人税との負担調整を行うこととしてどうか。

